

○岐南町ホームページ広告掲載取扱要綱

平成18年8月25日

告示第74号

改正 平成19年3月15日告示第23号

平成21年5月27日告示第46号

平成22年3月8日告示第17号

平成25年4月1日告示第47号

平成28年12月28日告示第86号

(趣旨)

第1条 この要綱は、岐南町がインターネット上に公開しているホームページ「ぎなんねっと」（以下「町ホームページ」という。）に掲載する広告の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(掲載の範囲)

第2条 町ホームページに掲載できる広告（以下「広告」という。）はバナー広告とし、町の広報媒体としての品位、公共性及び公益性を妨げないものであって、町民に不利益を与えない中立性のあるものとし、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 法令又は条例若しくは規則に違反し、又は抵触するおそれのあるもの
- (2) 公の秩序又は善良な風俗に反し、又は反するおそれのあるもの
- (3) 政治活動、宗教活動、意見広告、個人的宣伝等に類するもの
- (4) 誇大表示又は不当表示その他表現方法等が不適切なもの
- (5) 前各号に掲げるもののほか、町長が適当でないと認めるもの

2 前項の規定は、バナー広告からのリンク先として広告主が指定するホームページ（以下「広告主ホームページ」という。）の内容についても適用する。

(広告主の制限)

第3条 町ホームページに広告を掲載しようとするもの（以下「申込者」という。）のうち、次の各号のいずれかに該当すると認められる申込者の広告は掲載しないものとする。

- (1) 町税等を滞納しているもの
- (2) 各種法令に違反しているもの
- (3) 前2号に掲げるもののほか、町長が適当でないと認めるもの

(広告の掲載場所等)

第4条 広告を掲載する場所及び枠数は、町ホームページのデザイン等を考慮し町長が決定する。

(広告掲載の申込み)

第5条 申込者は、岐南町ホームページ広告掲載申込書(様式第1号)に広告案その他町長が必要と認める書類を添えて町長に提出するものとする。

2 掲載期間の継続に関する申込みは、前項の申込書のみ提出するものとする。

(掲載料金及び納付方法)

第6条 バナー広告の掲載料金は、1件につき月額5,000円とする。

2 広告主は、前項の掲載料金について当該広告の掲載を希望する日の1週間前までに町の発行する納付書により納付するものとする。

(掲載期間)

第7条 広告の掲載期間は1月単位とし、複数月に渡る掲載も可能とする。

(決定及び通知)

第8条 町長は、広告掲載の申込みがあったときは、審査し、広告掲載の可否を決定したときは、岐南町ホームページ広告掲載決定(却下)通知書(様式第2号)により申込者に通知するものとする。

2 掲載を可とした広告掲載の順位は、受付順を基本とする。

(広告掲載の取消し)

第9条 町ホームページ広告掲載決定通知書により申込者に掲載を通知した後であっても、次の各号のいずれかに該当する場合は、町長はこの決定を変更し、又は取り消すことができるものとする。

(1) 町ホームページの運営上、重大な支障又は変更の必要性が生じたとき。

(2) 申込者が掲載料金を納付期限までに納付しないとき。

(3) 広告内容に虚偽の記載があった場合

(4) 広告主ホームページが、事前の連絡なく、閉鎖されたとき。

(5) 前各号に掲げるもののほか、町長が掲載を適当でないと認めたとき。

(掲載料金の返還)

第10条 既納の掲載料金は、返還しない。ただし、町の都合により広告の掲載ができなくなった場合は、掲載を取り消した以降の納付済月額掲載料金を返還するものとする。

(広告主ホームページ閲覧者に対する被害賠償等)

第11条 広告主ホームページを閲覧することにより、閲覧者がウィルス等の被害を受

けたとき、及び広告主と閲覧者の間で発生する問題事項については、広告主の責任で被害賠償等速やかに対処するものとする。

(リンク先の変更)

第12条 広告主は、広告のリンク先を変更するときは、変更の2週間前までに町長に報告しなければならない。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、広告掲載に関し必要な事項は、町長が別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成18年9月1日から施行する。

附 則 (平成19年告示第23号)

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成21年告示第46号)

この要綱は、公表の日から施行し、平成21年4月1日から適用する。

附 則 (平成22年告示第17号)

(施行期日)

1 この要綱は、公表の日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第5条第1項第1号中に定める掲載料金は、平成22年4月1日以降に掲載する広告から適用する。施行の際、現に旧要綱の規定により広告を掲載している者については、その掲載期間における掲載料金は、なお従前の例による。

附 則 (平成25年告示第47号)

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則 (平成28年告示第86号)

この要綱は、公表の日から施行し、改正後の岐南町ホームページ広告掲載取扱要綱の規定は、平成28年4月1日から適用する。

附 則 (令和8年告示第73号)

この要綱は、公表の日から施行する。

様式第1号(第5条関係)

岐南町ホームページ広告掲載申込書

年 月 日

岐南町長宛

掲載申込者 住 所
会社・団体名
代表者氏名
電話番号
メールアドレス

岐南町公式ホームページ「ぎなんねっと」に広告を掲載したいので、岐南町ホームページ広告掲載取扱要綱第5条の規定により下記のとおり申込みします。

記

広告デザイン (バナーデザイン)		リンク先 URL ALT属性 (代替テキスト)
掲載希望期間	年 月 日 ~	年 月 日

掲載申込者と異なる連絡先をご希望の場合は、以下に記入してください。

希望する 掲載通知書の 送付先	住 所： 会社・団体名： 担当者氏名： 電話番号：
希望する 納付書の 送付先	住 所： 会社・団体名： 担当者氏名： 電話番号：
希望する 更新案内の 送付先	住 所： 会社・団体名： 担当者氏名： 電話番号：

【誓約事項】 以下の項目を確認の上、チェックしてください。

- 広告内容は要綱第2条第1項第1号から第4号までに該当しません。
- 申込者は要綱第3条第1号及び第2号に該当しません。

※掲載申込者欄には、バナーのリンク先サイトにおいて著作権を有する方（法人）をご記入ください。

※申請時に広告デザイン（バナーデザイン）の原稿データを広報担当課へ提出してください。

※掲載を希望する年月日を記入してください。ただし、申込みの状況によっては、希望月に掲載できない場合があります。

※本申込書を受理後、掲載の可否について決定（却下）通知書を送付します。

様式第2号(第8条関係)

岐南町ホームページ広告掲載決定(却下)通知書

年 月 日

様

岐南町長

年 月 日付けで申込みのありました広告掲載について、下記のとおり掲載
する ことになりましたので通知します。
しない

記

広告デザイン (バナーデザイン)	
掲載期間	年 月 日 ~ 年 月 日

掲載しない理由(第 条第 号の規定に該当のため)

様式第 1 号 (第 5 条関係)

様式第 2 号 (第 8 条関係)